

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第45号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月29日 07時45分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市針尾島赤埼南西方沖（針尾瀬戸） 針尾瀬戸弁天島灯台から真方位275°940m付近 （概位 北緯33°03.65′ 東経129°44.48′）
事故等調査の経過	平成27年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 尚丸、5トン未満（長さ8.28m） 292-37931長崎、個人所有 B 漁船 松栄丸、0.4トン NS3-507394（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷、推進器翼及び舵板に曲損 B 両舷船首部外板に亀裂及び破口
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船長Aが操舵室の天窓から顔を出して操船し、赤埼南西方沖を約20ノットの対地速力で手動操舵により西進中、B船と衝突し、B船に乗り上げた。 A船は、B船をえい航して針尾漁港小鯛浦地区に入港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、赤埼南西方沖で釣りをして漂泊中、平成27年5月29日07時45分ごろB船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Aは、左舷方にいた2隻の釣り船を見ており、船首方をよく見ていなかった。 船長Bは、東方に接近してくるA船を認め、立って手を振ったり、大声を出したりしたが、更に直進してくるので衝突すると思い、操縦レバーを後進側に操作した。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A あり、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、赤埼南西方沖を西進中、船長Aが、左舷方の2隻の釣り船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、赤埼南西方沖で釣りをして漂泊中、船長Bが、接近するA船を認め、立って手を振ったり、大声を出したりしたが、衝突を避ける動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、赤埼南西方沖において、A船が西進中、B船が釣りをし漂泊中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが衝突を避ける動作が遅れたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>